

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 署名地 (兼加算日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
シリア	ダマスカス市新規水源開発計画 のための贈与に関する日本国政府 とシリア・アラブ共和国政府 との間の交換公文	ダマスカス市新規水源開発計画を実施するために必 要な 1. 機材及び資材並びにそれらの調達に必要な役務の供 与 2. 上記1.の機材及び資材の輸送に必要な役務の供与 ダマスカス送水トンネル改修計画を実施するために 必要な 1. 送水トンネルの改修に必要な生産物及び役務の供与 2. 資材及びその据付けに必要な役務の供与 3. 機材及びその調達に必要な役務の供与 4. 上記1.、2.及び3.の生産物の輸送に必要な役務の供 与 5. 上記2.及び3.の資材及び機材の操作指導に必要な役 務の供与 6. 上記1.の施設の運営及び維持・管理指導に必要な役 務の供与	733,000千円 H18.3.27まで	H17.3.28 ダマスカ スで (同日)	日本側 林梓在シリア大使 シリア側 アブドゥラー・ ダルダリー企画片長官	H17.6.21 460号
シリア	ダマスカス送水トンネル改修計 画のための贈与に関する日本国 政府とシリア・アラブ共和国政 府との間の交換公文		390,000千円 H18.3.31まで	H17.6.19 ダマスカ スで (同日)	日本側 林梓在シリア大使 シリア側 アブドゥラー・ ダルダリー経済担当副首 相兼企画庁長官	H17.9.12 919号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の使用期限については、定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。